

葛飾区施設部営繕課が施行する工事における  
猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針（暫定版）

1. 基本的考え方

昨今、記録的な猛暑日が続き、工事現場において熱中症のリスクを抱えている。これに伴い、熱中症発症リスクの低減を図るため、猛暑による作業不能日数が、工期中に発生した場合、必要に応じて工期及び契約金額を変更するものとする。

なお、本運用指針は、葛飾区施設部営繕課が施行する建築工事、電気設備工事、機械設備工事、その他の関連工事に適用する。

2. 猛暑による作業不能日数の取扱い

(1) 猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が 31 以上となった時間とする。

(2) 工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記（1）に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

この日数について、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、工期及び契約金額を変更する。

3. その他

本運用指針によりがたいと工事主管課長が判断する場合、別途個別に運用することができる。

4. 附則

本運用指針は、令和 8 年 4 月 1 日時点で施工している工事及び令和 8 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用する。